

重点計画－2008（案）に関する意見

名古屋会 井上 新

1. 「1.5 世界一便利で効率的な電子行政」(P24)

- ・ 「世界一便利で効率的な電子行政」を確実に実現させるのであれば、まず、国家のCIOとして、「IT担当相」を設け、この指令の元、電子政府構想関連に限って地方公共団体に至るまで、行政内において強制力を持つような部署が必要です。また、政府主導で、国民にわかりやすいPR、プロモーションをしっかりとっていくことが必要です。
- ・ 現在のままでは、国だけでなく、地方自治体においては特に、縦割りの硬直したシステムとなっていることは、バックオフィスの改革を模索している点において、「重点計画 2008」の中にも盛り込まれているとおり明らかなです。各行政機関それぞれが勝手に意思決定をし、国民から見れば単なる税金の無駄遣いと思えないものであっても、もっともらしい理由を付けて電子政府構想の足をカいっばい引っ張っているのが現状です。
- ・ 特にNTTデータとの随意契約で、多くの行政組織が、ことごとく高価なシステムを導入し、結果として利用者視点の欠落した無用の長物を多く抱えてしまっています。しかし、これらのレガシーシステムも今の技術を持ってすれば、まだまだ生かすことはできますから、これを有効利用できるシステムを含めて、今後は民間競争入札でコストのかからない統合システムを利用していきたい。
- ・ ソフトウェア開発・更新に当たっては、利用者視点に立った「フルプルーフ」の考え方を随所に盛り込んでいただきたい。高度情報化社会とはいえ、納税者全体からすれば、パソコンに詳しいものは少数派であり、仮にパソコンに慣れていたとしても申告業務は年に1度の場合が多いのです。「アホでも間違えない操作」、これが必要です。今年の確定申告開始時に地域の税理士会支部長として大型の合同税務相談会場に視察に行きました。バックヤードでその地域の3人の税務署長と待機して、来所型電子申告の状況把握に努めました。その最初のトラブルが、「送信先の署を間違えました！」でした。民間のネットオークション等でも住所を入れれば郵便番号くらいは出ます。住所を入力すれば、所轄署を入力するまでのなく入力できる配慮くらいなぜできてないのか、いささかあきれ返りました。結局、税務署間で転送するという話ですが、その手間隙がかかります。フルプルーフというキーワードが好ましくなければ、「利用者視点に立った簡易なソフト」としましょう。

(2) 申請・届出等におけるオンライン利用の推進

- ・ IT関連の法律変更も急務です。オンライン 3 法も含め税法に至るまで、およそ「行政に提出する書類は電子が原則であり、紙は補助にすぎない。」という世界的な思考にパラダイムシフトしていかなければ、利用率において世界一便利にはなりません。また、この法律改正が、2010 年 50%の利用率目標を達成する、大きな起爆剤になります。
- ・ 諸外国において、電子申告・申請の利用率が9割台に到達している国は、そのほとんどが「電子原則、紙補助」にしています。中には、紙を受け付けない国もあり、当然100%電子化されます。ドイツにおいては、税目を限定して、電子原則を打ち出しました。電子受付を原則とした、消費税や源泉所得税については90%を超え、そうでない所得税等は30%台と聞いています。ドイツはわが国より数年早く電子申告制度の導入をしましたが、低迷していたところで、この施策で科目別段階的に利用率が向上しています。日本が電子政府構想においてベンチマークすべき国はドイツです。試行錯誤を繰り返して利用率を挙げた国の事例を研究し、国民がついていける有効な推進策を導入してください。

(カ) 地方税の申告等における電子化の推進（総務省）(P27)

- ・ 電子申告の最大の阻害要因である地方税の受付システムについては、地方公共団体の職員の意識改革が必要であることは確かです。しかし、現時点で職員に対して啓蒙したり意識が変わることを待っているのは、電子政府の目標は間違いなく達成できません。極論ではありますが、罰則的な付加を含めた強制力が必要です。「送信側にはインセンティブを、受信側にはノルマを」与えましょう。L G W A N - A S P 導入の地方公共団体には特定の補助金を付けるが、したがわれないところは補助金カットとか。
- ・ 地方税においては、各県と政令指定都市以外では、ともかく L G W A N - A S P に統一して強制的に早期に繋がせるようにしていただきたい。また、L G W A N - A S P についてもさらに改善の余地は多くあります。全てのアプリケーションだけでなく、DBも県単位のサーバーに読みに行くような、完全なシンククライアントシステム化を考えていただきたい。地方公共団体においてのIT化は導入コストがネックですから、シンククライアントシステム化で、財政基盤が脆弱な地方自治体でも容易に参加可能になります。このシステムのすばらしさを地方公共団体は全く理解していません。地方税連絡協議会により説明会があるそうですが、満遍なく全ての市町村が足並みをそろえるま

で、キャンペーンをやっていただきたいと思います。

- ・ **実際、私は、先日わが街、豊明市（人口68000人）の市役所で、市長はじめ課長クラス以上の職員さんと、情報システム化の全員に時間をとって私の話を聞いていただく機会を得ました。半月掛りの根回しを要しました。熱田税務署長と署総務課長に同行いただき、私が1時間以上市役所職員相手にエルタックス早期導入のお願いいたしました。パワーポイントで熱く、熱く、具体的に語りました。**
- ・ **豊明市長は民間企業の社長出身なので、プレゼンの後、「あなたの言うことはごもつともだ。いい提案をありがとう。早速やってみたいと、私は思うのだが・・・」とおっしゃり、すぐにその場で、総務課長・税務課長・情報システム課長に「どう？」と尋ねていただきました。しかし、答えは、いっせいに「NO」「ムリ！」。**
- ・ **やらない理由は、電子申告の導入時に税理士がやらない理由を言ったのと全く同じ。市長・税務署長の退席後も実務者懇談会ということで質疑応答しましたが、課長クラスは最初から同意の様子はありませんでした。「余計にコストがかかる、市の財政は逼迫しているのに。」「他の市町がやるまで待つべき。あるいは横並びでないと絶対やんない。」「理屈はわかるが、かえって業務が大変になるだけ。」「市議会に説明できない」などなど。**
- ・ **市役所に対する説得の仕方を間違えたと悟りました。やはり、国全体で足並みをそろえるから、したがわなければ補助金カットという強制力以外にこの状態を改善できないのではないかと感じた次第です。内閣官房もしくは総務省の指導力に期待いたします。**
- ・ **また、納税者にとっては、電子申告に限らず電子で申告・申請をする場合、その先が国・地方公共団体という区別を意識していないところがあります。少なくとも課税の基礎データが同じものである税の申告においては、利用者視点に立てば、受付窓口が、国税・地方税に分かれていること自体や面倒な手続きになります。国税・地方税のサーバーの統一化は将来検討されると伺っていますが、早期の実現を期待します。転送が容易である、ネットワークの優位性をうまく活用してください。**

（3） 公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークの利用・活用の推進（P27）

- ・ 5000 円の「電子証明書等特別控除」の効果は、予測どおり大きな効果は見出

せなかったといえます。現場において、その不評度合いは大変大きく、次年度もそれほど大きな効果は見出せないと予測いたします。納税者も自らの行動において費用対効果を考えます。今回はあまりに住基カード取得のための採算が合わず、マニアックな方だけの控除となりました。市町村の窓口の対応が良くないことや、発行能力そのものが劣っていることを超えて、納税者が取得したくなる仕組み作りが急務といえましょう。

- ・ 税額控除が5000円では、カードを取得する費用（1000円以上）と、申し込んで待つだけの時間チャージ、そしてリーダライタの購入代金。どう考えても赤字です。さらに、ネットにつなぐ手続きをしていく手間隙を考えると、IT知識のある方でも躊躇しています。以前より私は10万円控除を主張していますが、永久の控除ではなく目標が達成されれば控除額をなくしていけばいいというのが前提です。紙の世界からの大きな改革には、それくらいの思い切りが必要だと思えます。
- ・ 少なくとも、住基カード（公的個人認証を含む）は無料配布。5000円控除は当面継続。あるいは、控除額をもっと上げていく。さらには、税額控除を希望しない場合は、ICカードによる認証をしなくても電子申告が可能にしていく。たとえば、ID・パスワードのみでも申告可能にするか、セキュリティ上の不安があれば、ダウンロード方式で個人認証が可能な形にしてしまう。電子申告の普及阻害要因はICカードとリーダライタです。
- ・ 住基カード（公的個人認証を含む）の普及策としては、たくさんのキラークラウドコンテンツを包含することです。現在、住基カードと社会保障カードとの一体化の検討が進められているとのことですが、社会保障カードだけでなく運転免許証から、スイカ等、あるいは銀行カードまで選択の中で包含できるようにしていただければ、その利便性ゆえに多くの国民は競ってでも取得いたします。国民の財布のカード数を減らしましょう。ICカードに搭載されているICチップは、現状では、「プールの中に角砂糖1個を入れた程度の使用割合」ではありませんか？これこそ、税金の無駄使いです。

3. 「1.6 IT経営の確立による企業の競争力強化」

（4）中小企業等におけるIT経営の推進（P37）

- ・ 経済産業省のSaaS計画については基本的には賛成です。中小企業がIT化の波に乗れずに苦しんでいることは事実であり、そこに国が支援することはすばらしい計画であるといえます。しかしながら、税理士としては、税理

士会が主張するように「税理士制度の遵守及び税理士の積極的活用」の部分ははずせないところであります。税理士法違反行為による社会的な影響を考慮せずには導入できないシステムです。したがって、SaaSを利用する場合、電子申告については税理士による代理送信を条件としていただきたい。

- ・ また、同時に私個人は、ITコーディネータ（以降ITC）の立場と、中小企業診断士の立場にありますので、SaaSについては税理士との棲み分けを明確に考えるべきだと思っています。税務申告・代理は税理士の独占業務であるので、電子申告段階は税理士経由を条件とする。しかしながら、パソコンの入力指導やネット上から取得できるアプリケーションの操作方法は、ITCの領域である。また、これを経営に有効に活用させる方法を提案サポートしていくのは中小企業診断士の役割といえます。
- ・ SaaSにより中小企業のIT化を目指す構想は賛成ではありますが、現実には導入・ランニング共にコストが下がるからと言っても、中小零細企業ではオペレーションそのものができません。また、それを取得する時間もコストもなく、丁寧にじっくり取り組めるサポート体制が必要です。すくなくともその段階で税理士が携わるというのは現実的ではありません。そこで、ひとつの例として、ITベンダー系の会社を定年退職した団塊の世代の方々を集めて一通りの教育をし、中小企業に低廉な価格で送り込むなどの方法が考えられます。このような動きに、国として補助金・助成金を手厚くすることで、中小企業のIT化は推進され、団塊世代の雇用確保も促進できます。すなわち、中小企業経営者、団塊世代のIT技術者、さらには税理士まで、共にWIN-WINの関係が築けるものと思われまます。私どもNOP法人中部ITC協会は積極的にこのビジネスモデルの推進を考えています。

2. 5 世界に通用するIT人材の育成 (P74)

- ・ IT人材の育成は必要ではあるが、既存の有資格者の効率的活用がなされていません。もちろん、それぞれの資格に胡坐をかいて自ら切磋琢磨していない者は排除するものとしても、折角、資格取得に精力を注ぎ、多方面で実体験を積んでいる貴重な人材を有効活用していないところが見受けられます。人材開発も必要ですが、「人材の掘り起こし」を考え、この電子政府構想の現場を支えるようにしていくべきかと考えます。P37には中小企業診断士をCIOとして活用することが触れられ、P38にはITCがIT経営応援他の中核になるべく想定されていますが、これらに限らず、今以上に活躍の場をもっと創っていただきたいと思ひます。

- ・ ITC については、e-J a p n 構想において、ユーザーとベンダーの架け橋となる人材を育成するために創られた資格であります。IT 技術だけではなく経営にも理解が深くなければこの資格取得ができません。ところが、現実には、資格を維持するために研修をして、その研修をする団体のみが仕事になっているというに過ぎない団体になってしまっています。特に、税理士で I T に興味のある者の多くは、当初時間と多大なお金を賭けて資格取得しました。にもかかわらず、維持することが厳しい割りに何のメリットもないため、I T C 資格を放棄する者が多くなってきました、N P O 法人 I T C 中部理事として私はこの流れに歯止めをかけるべく努力してまいりましたが、300 名ほどのメンバーの中であって、税理士資格者が私以外にはほとんどいないかのような状態になってきてしまいました。税理士・I T C こそ今回の電子政府構想での活躍場面はあるはずなのに、誠に残念な次第です。
- ・ 中小企業診断士につきましては、資格試験そのものが大変高度になり、日本版 M B A と巷では言われています。中小企業診断士試験は近年試験制度も大きく変化し、昨今では情報部門の科目が必須になっています。レベル的には情報処理技術者の初級システムアドミニストレータの知識以上はあるものと思われまます。すなわち、中小企業診断士であれば、中小企業の I T に関する導入部分のアドバイスや中小企業側に立った C I O になる資質を有しています。しかしながら、現実には I T 部門において、この資格も有効に活用されている場面は大変少ないといえましょう。
- ・ さらに、各士業団体の代表で構成されている、総務省の電子政府推進員制度については、当初より参加させていただいていますが、有効に活用していただいている実感が全くありません。確かに、士業団体から推薦して送り込まれる方々の中には、I T に精通していない方も多く、有効な意見は多く出ていないのかもしれませんが、しかしながら、折角このような委員会を設置し、委員を委嘱している以上、有効に活用しその意見が見えるようにしていく仕組みづくりが必要だと思えます。

2. 3 世界一安心できる I T 社会 (P60)

- ・ 「セキュア・ジャパン 2008」に掲げる施策にあるように「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を策定については賛同いたします。同時に、セキュリティのための電子認証のあり方と、電子証明書を発行する電子認証局のあり方の検討もしていただくことを切望いたします。
- ・ 士業団体では、各士業法に基づき、名簿に登録された者に対して、紙での資

格証明書を発行しています。そのためには既に厳しい審査を通過しています。

(税理士会支部の支部長になってからは、登録調査の厳密さを体験している)にもかかわらず、特定認証局であるゆえに改めて厳格な審査をしてICカードの発行をしています。このために、電子認証に馴染まない高齢な税理士と認証局側において軋轢が生じました。電子認証局不用論まで根強くあります。たしかに、登録時申請で同様の手続きをしているにもかかわらず、電子認証局の手続き段階で審査拒否の問題が起きてしまう等はお互いに無駄な行為になってしまいます。そこで、士業団体が運営する電子認証局に対しては、現行の特定認証業務ではなく、士業団体の実態に即した新たな認定基準を創設していただきたい。そして、新基準においては、士業団体に備える「会員名簿」に基づき、電子証明書を発行可能と認めていただきたい。

- ・ 平成19年度の電子申告件数は577万件で、17%の利用率にまで上昇いたしました。この要因の最たるものは、税理士の代理送信です。この、国家目標を大きくクリアしたという事実を考えれば、行政手続の代理代行のプロフェッショナルである士業資格者が、当然のごとくスムーズに電子申請を選択するような環境を整えることは、電子政府の実現に直結するものです。
- ・ また、将来的には、国が国家資格取得者に対して統一的な電子認証局を構築し、代理行為の認められる士業団体への電子証明書の発行業務をすることを望みます。国家資格である以上、その国家資格を電子の世界で認証するのは、やはり行政の問題だと思えます。国家資格認証局という外郭団体で運営するのもいいかと思えます。資格区分は枝番変更だけで容易にできるはずです。
- ・ 各士業団体ごとに電子認証局を構築し、これを維持運営していくことは、その士業団体の経済的な負担も多大なものになります。電子認証局の維持コストがゆえに士業団体の社会的責務が機能しなくなったら、何のための国家資格であるのかわからなくなる場合が考えられます。各省庁の垣根を取って、およそ国家資格であれば統一的な電子認証サービスが受けられるシステム作りを期待いたします。